

平成19年6月29日

各 位

会 社 名 三菱樹脂株式会社  
代 表 者 取締役社長 神尾 章  
(コード番号 4213)  
問合せ先 執行役員総務人事部長兼広報室長  
中西 英二  
TEL 03-3283-4006

#### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、本日、公正取引委員会から独占禁止法違反があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

#### 記

##### 1. 排除措置命令の概要

当社は、ガス用ポリエチレン管及び継手のガス事業者向け販売価格の引き上げを、他の事業者と共同して決定し、当該行為が独占禁止法第3条の規定に違反するとして、当該行為が消滅している旨を確認すること等の排除措置を採ること

##### 2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 1億2,735万円(管及び継手に関する課徴金の合計額)  
納付すべき期限 平成19年10月1日

##### 3. 当社の対応について

当社は、上記命令を応諾する方向で内容を検討しております。

当社といたしましては、このような事態に至りましたことを厳粛に受け止め、取締役全員について報酬の一部を返上し、役員・社員一同、今後このようなことのなきよう改めてコンプライアンスの徹底に努め、信頼の回復に向け全力で取り組んでまいりますので、何卒、ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上